

ひとり親家庭などで働く人や自立を目指している方へ

# ひとり親家庭子育て生活支援事業

## を利用しませんか!

母子家庭のお母さん・父子家庭のお父さんが病氣



けが



残業



出張



などで

子育て



や家事をすることが



一時的に

困難になった時



家庭生活支援員が



ヘルパー  
3級以上

保育士など

あなたのお手伝いをいたします。

## どんな人が利用できるの?

母子家庭・父子家庭の方が対象です。

Q どんな時に使えるのですか?

A 就職活動・技能習得の通学・事故・病氣・災害・看護・冠婚葬祭・転勤・出張・学校等の公的行事参加など一時的に生活援助、保育サービスが必要な場合です。利用は原則として年間80時間以内となっています。  
※ 子育て支援は2時間から、生活援助は1時間から



Q どんな事を頼めるのですか?

A ①**子育て支援**・・・子どもを家庭生活支援員の家で一時的にお預かりして、お世話をしたりします。※保育に関する資格を持った家庭生活支援員がお手伝いします。  
②**生活援助**・・・食事の世話、掃除、生活必需品の買物などをします。  
※ホームヘルパーの資格を持った家庭生活支援員がお手伝いします。

Q お金はかかりますか?

A 収入に応じて、一部費用負担があります。  
※ 子どもさんを預かった時のおやつ代や食事代は実費を負担していただきます。

市町村民税非課税世帯	無 料
市町村民税を納付しているが、児童扶養手当の支給基準内の世帯	1時間 70~150円
児童扶養手当の支給基準以上の世帯	1時間 150~300円

山 形 県

# 利用の手順

## 利用の前に

登録している方しか利用できませんので、今すぐ利用する予定がない場合でも、先に登録しておくことができます。

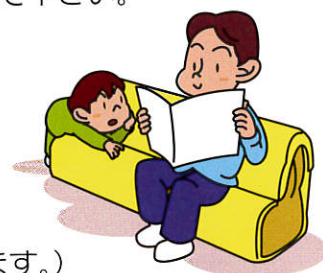
市の福祉事務所または町村の福祉担当課で登録して下さい。

## 利用が必要になったら

(財)山形県母子寡婦福祉連合会(通称県母子連)に電話等で申し込んで下さい。  
その際、以下のことを連絡して下さい。

- 1 利用の理由
- 2 利用の日時(変更可)
- 3 利用内容
- 4 家庭生活支援員の希望がある場合、その方のお名前

(支援員の方がきまったら事前に、支援内容等お話し合いがあります。)



## 利用当日

家庭生活支援員を派遣します。

## 利用後

一部費用負担がある場合は、県から納入通知書が届きますので、お近くの金融機関で納入して下さい。

この事業についてくわしく知りたい時は、県母子連、  
市町村の福祉担当課、母子自立支援員にまず、ご相談下さい。  
～利用者のプライバシーには配慮しております。～

お問合せ先

財団法人 山形県母子寡婦福祉連合会

〒990-0021 山形市小白川町2丁目3番31号

代表/023-633-0962 FAX/023-633-0961

E-mail/yamagata-bosiren@deluxe.ocn.ne.jp

## ホームヘルパーや保育に関する 資格をお持ちの方へ



家庭生活支援員になって、ひとり親家庭の生活のお手伝いをしていただけますか。

家庭生活支援員には1時間700円～1,500円程度の支援手当が支給されます。

ご協力いただける方は県母子連または市の福祉事務所・町村の福祉担当課にご連絡ください。